

報告第1号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成31年3月1日提出

多可町長 吉田 一 四

専決第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 30 年 12 月 17 日専決

多可町長 吉 田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成 30 年 10 月 30 日
事故発生場所	多可町役場 駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 353,700円 也
事故の概要	多可町広報の配達中、多可町役場駐車場に立ち寄り、車両後退時に、駐車中であった当該車に接触した。